

令和8年度 地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対する資金調達力向上のための
支援業務（WEBサイトの制作） 仕様書

1. 委託業務名

地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対する資金調達力向上のための支援業務
(WEBサイトの制作)

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 事業の目的

- ・人口減少や少子高齢化社会が進む中、NPOや地域団体等による地域課題への取り組みや地域貢献のための活動が重要となっている。そのようなNPOや地域団体等の多くにおいて、新興の団体ほど組織運営力がなく、特に活動資金が不足していることから、活動継続に必要な資金調達力の向上を図る支援を実施する。

4. 業務内容

地域活動に取り組むNPOや地域団体等のうち、資金調達力の向上を目的とした講座受講後、伴走支援を受ける団体（以下、「対象団体」という。）がクラウドファンディングを実施するための神戸市専用WEBサイト（以下「専用サイト」という。）を制作する。

(1) クラウドファンディングを実施するためのWEBサイトの制作

- ・対象団体がクラウドファンディングを実施するための専用WEBサイトを制作する
- ・対象団体は、「地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対する資金調達力向上のための支援事業（講座・伴走支援）」（以下「講座・伴走支援事業」という。）において、伴走支援を行う団体等とする
- ・対象団体は15団体以上を想定
- ・クラウドファンディングを実施する期間は、令和8年12月を含めた3か月程度を想定
- ・講座・伴走支援事業を実施する事業者と連携のうえ、業務に取り組むこと
- ・専用サイトにおいて、対象団体が寄付を募集する活動等を紹介し、各々で寄付を募るサイトとすること
- ・対象団体のWEBサイト利用料等は無料とすること
- ・専用サイトの運営等にあたり、クラウドファンディングの手数料等が発生する場合、必ずその内容を提案に含めること
- ・対象団体の寄付金の受け取り方法（寄付金の流れ）について、提案に含めること

(3) その他

①事業の打ち合わせ等

- ・円滑に業務を遂行するため、受託者は、委託契約締結後に速やかに市と協議して専用サイトの内容等について、決定すること。また、必要に応じて、市と打ち合わせ等を行うものとし、特に契約時及び事業終了後には、必ず打ち合わせ・報告等を行うこと。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、市および関連する委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

②業務報告の作成及び提出

- ・契約期間終了までに、業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。業務報告書には、実施業務の概要、掲載団体名、日別のアクセス数等、専用サイトの効果を分析するために必要な指数などを記載すること

③その他

- ・別途企画提案募集を実施している講座・伴走支援事業と連携した業務を提案することを可能とする。
- ・講座・伴走支援事業と連携した提案を行う場合、いずれか一方の事業のみを実施する場合との違いがわかるようにすること。また、見積書においてもその違いがわかるよう記載すること
- ・トラブルが生じた場合は速やかに対応策を講じるとともに、即時、市に報告すること。その後、追って詳細及び対応結果についても市に報告すること。

5. 委託事業費（契約上限額）

金 500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 委託料の支払について

- ・業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする

7. 事業実施上の留意点

- ・業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保しなければならない。
- ・受託者は、「神戸市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、市の指示のもと、必要な措置を講じなければならない。
- ・苦情処理にあたっては、責任者を明示して適切な体制をとること。
- ・委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属、若しくは受託者は市に譲渡する。
- ・市からのスケジュールの変更・中止要請があれば、各業務のスケジュール変更・中止を行うとともに、円滑に事業が開始できるよう、市と協議の上、事業の実施内容の変更等に対応すること。
- ・この仕様書に明記されていない業務については、その都度、市と十分協議すること。

8. 情報の保護について

- ・個人情報の取り扱いについては、関係法令および「神戸市情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

(参照) 神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・本業務で得た利用者の個人情報は、適切に保護し、本業務の目的以外は使用しないこと。遺漏等が発覚した際は、契約を解除する可能性もある。
- ・個人情報の管理方法及び管理場所等の報告をすること。